

ID: 1531

担当部署: 消防本部 予防課

処分の概要	自衛消防組織の設置命令		
法令名 根拠条項	消防法 第8条の2の5第3項		
法令番号	昭和23年法律第186号		
【基準】 法第8条の2の5第3項の規定による。 第8条の2の5 3 消防長又は消防署長は、第1項の自衛消防組織が置かれていないと認める場合には、同項の権原を有する者に対し、同項の規定により自衛消防組織を置くべきことを命ずることができる。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日